（航海用具の基準を定める告示の一部改正に伴う経過措置）

第三条　現存船については、この告示による改正後の航海用具の基準を定める告示第二十一条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

（船舶の防火構造の基準を定める告示の一部改正に伴う経過措置）

第四条　現存船については、第三条の規定による改正後の船舶の防火構造の基準を定める告示別表第八及び別表第九の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

２　現存船であって施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、前項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。

（船舶の脱出設備その他の非常用設備の基準を定める告示の一部改正）

第五条　船舶の脱出設備その他の非常用設備の基準を定める告示（平成十四年国土交通省告示第五百十号）の一部を次のように改正する。

第十一条第十一号中「第六号」を「第七号」に、同条第十二号中「第九号」を「第十号」に、同条第十三号中「第十三号」を「第十四号」に、同条第十四号中「第十四号」を「第十五号」に改める。

官報告

国家試験

通関士試験公告

第48回通関士試験の実施について、通関業法施行規則（昭和42年大蔵省令第50号）第４条の規定により、次のとおり公告する。

平成26年７月１日　　財務大臣　麻生　太郎

通関士試験は、次の要領により行う。

１．試験日　平成26年10月５日（日）

２．試験科目及び時間

①通関業法　……午前９時30分から午前10時20分まで

②関税法、関税定率法その他関税に関する法律及び外国為替及び外国貿易法（同法第６章に係る部分に限る。）　……午前11時00分から午後０時40分まで

③通関書類の作成要領その他通関手続の実務　……午後１時50分から午後３時20分まで

上記①及び②の科目の出題範囲は、法律のほか、それぞれの法律に基づく関係政令、省令、告示、通達とし、平成26年７月１日現在で施行されているものとする。

なお、通関業法に規定する通関業者に係る出題については、関税法第79条の２に規定する認定通関業者に係るものを含む。

３．試験の方法等

⑴　各試験科目とも筆記（マークシート方式）により行う。

試験科目	出題形式、配点及び出題数			
	選択式（注１）	択一式	計算式	選択式・計算式
《１》　通関業法	30点(10問)	10点(10問)		
《２》　関税法、関税定率法その他関税に関する法律及び外国為替及び外国貿易法（同法第６章に係る部分に限る。）	35点(15問)	15点(15問)		
《３》　通関書類の作成要領その他通関手続の実務				
通関書類の作成要領（注２）				15点(２問)
その他通関手続の実務	５点(５問)	５点(５問)	５点(５問)	

注１．「選択式」とは、文章の空欄に当てはまる最も適切な語句を選択肢から選んで解答する形式、又は五肢の中から「正しいもの」若しくは「誤っているもの」を複数選択する形式である。

２．輸出入・港湾関連情報処理システム（ＮＡＣＣＳ）を使用して行う輸出申告と輸入申告の問題を、前回（第47回）と同様の形式で各１問出題する。

⑵　試験合格のためには、上記３．⑴の表に掲げる各試験科目とも合格基準を満たす必要がある。

４．試験実施地並びに受験願書提出先及びその所在地

（試験実施地）	（受験願書提出先及びその所在地）	
北海道	函館税関業務部通関業監督官	（〒040―8561）函館市海岸町24番４号　函館港湾合同庁舎
新潟県	東京税関業務部通関業監督官	（〒135―8615）東京都江東区青海２丁目７番11号　東京港湾合同庁舎
東京都	東京税関業務部通関業監督官	（〒135―8615）東京都江東区青海２丁目７番11号　東京港湾合同庁舎
宮城県	横浜税関業務部通関業監督官	（〒231―8401）横浜市中区海岸通１丁目１番地
神奈川県	横浜税関業務部通関業監督官	（〒231―8401）横浜市中区海岸通１丁目１番地
静岡県	名古屋税関業務部通関業監督官	（〒455―8535）名古屋市港区入船２丁目３番12号　名古屋港湾合同庁舎
愛知県	名古屋税関業務部通関業監督官	（〒455―8535）名古屋市港区入船２丁目３番12号　名古屋港湾合同庁舎
大阪府	大阪税関業務部通関業監督官	（〒552―0021）大阪市港区築港４丁目10番３号　大阪港湾合同庁舎
兵庫県	神戸税関業務部通関業監督官	（〒650―0041）神戸市中央区新港町12番１号
広島県	神戸税関業務部通関業監督官	（〒650―0041）神戸市中央区新港町12番１号
福岡県	門司税関業務部通関業監督官	（〒801―8511）北九州市門司区西海岸１丁目３番10号　門司港湾合同庁舎
熊本県	長崎税関業務部通関業監督官	（〒850―0862）長崎市出島町１番36号
沖縄県	沖縄地区税関通関業監督官	（〒900―0001）那覇市港町２丁目11の１　那覇港湾合同庁舎

注．試験会場は、受験票に記載して通知する。

５．受験願書の受付期間等

⑴　書面により提出する場合

①　受付期間は、平成26年７月28日（月）から同年８月11日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付時間は、午前10時から午後５時までとする。ただし、郵送による場合は、平成26年８月11日（月）までの消印のあるものに限り受け付ける。

なお、受験願書には、受験手数料として３千円に相当する額の収入印紙を貼付すること。

②　受験願書には、所定の箇所に写真を貼付した受験票を添付すること。